

う わ じ ま ゆ す ち く
宇和島遊子地区活性化計画(当初)

う わ じ ま ち く
宇和島地区活性化計画(変更)

愛媛県
愛媛県宇和島市

平成20年 2月(当初)

平成22年 7月(第1回変更)

平成24年 4月(第2回変更)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宇和島地区活性化計画						
都道府県名	愛媛県	市町村名	宇和島市	地区名	宇和島地区	計画期間	平成20年度～平成24年度

目 標：
本市のまちづくりの中核を担う農業を維持し、発展させていくために農業生産基盤の充実や維持・保全を進めながら、担い手の育成を行い生産性・品質・安全性の向上や産地化・産地地消の促進、都市住民や消費者との交流の促進などを推進し、自立した農業・農村の実現と農業の持つ多面的機能の保全・活用に努めるものである。

【水荷浦地区】景観保全を原則として、段畑の維持と荒廃段畑の復元を進めると共に、農業生産基盤の整備を行うことで農作業の省力化・効率化を行い持続的な営農を可能とし、先人の残した貴重な文化遺産であるその壮大な段畑石垣景観を、後生に維持継承する。また、観光資源であり、文化庁の重要文化的景観に選定されたこの段畑を広く活用し、地域活性化のために農地復旧等の整備を通じて、他地域からの段畑オーナー人数1割増加を目標に、段畑維持管理活動の拡大を図る。

【法花津地区】農業生産基盤の整備や柑橘優良品種への転換、及び姉妹都市との地域間交流や大手スーパーの大型店舗を利用した販売フェアにより販路拡大を図ることにより、現在の認定農業者数214人(平成19年度末)から270人への増加を目標にするとともに、農家後継者やU・Iターン者等新規就農者5人以上の確保を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要：

当地区が属する宇和島市は、県都松山市より直線距離にして約70km、愛媛県西南部に位置しており、北は西予市に、東は鬼北町と松野町及び高知県四万十市、南は愛南町と高知県宿毛市に接している。西は宇和海に面し、足摺宇和海国立公園に指定されている、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続いている。海まで迫る急峻な山々は、起伏の多い複雑な地形を形成している。有人島を含めると、東西が約38km、南北が約35kmあり、面積は469km²で、森林が70%、農地が12%、その他が18%を占めている。気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間的な区分に属し、年平均気温は16～17℃で四季を通じて温暖である。

【水荷浦地区】近年の過疎化・高齢化の進行・後継者不足・農業用施設の老朽化や急峻で不整形な地形により、農作業や維持管理に多大な労力を必要としており、今後土地改良施設の粗放化による施設機能の低下や耕作放棄地の増加による、段畑地域の景観・自然環境等の消失が危惧される現状である。このような中、平成12年に地域おこしグループ「段畑を守る会」が設立され段畑の自然景観の保持と環境を保全しつつ、営農を持続的に行うため、主要作物である早掘りバレイショの収穫時に「だんだん祭り」を催し、地区住民が一体となり地域の活性化や積極的な農村振興を図ろうとしている地域である。

【法花津地区】農地は、「耕して天に至る」と言われる急傾斜山成畑で高品質を誇る柑橘類の銘柄産地を形成しているが、近年の柑橘を取り巻く情勢は、産地間競争、消費者ニーズの多様化等厳しい状況であるため、高品質果実生産・高反収生産・低コスト生産を実施し、消費者ニーズにあった優良品種・系統を用い競争力のある産地育成を図っている。

現状と課題

本市は古くから農業を基幹産業として発展してきた。現在、急傾斜地における柑橘栽培と平地部における米の生産を中心に、野菜生産や畜産などが行われているが、近年の農作物価格の低迷・産地間競争・後継者不足・高齢化等、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

【水荷浦地区】段畑の平均勾配40°、畑地幅は1～2m、石垣は概ね人頭程度の石による空石積みで、平均高は1m以上に及び、その段数は50段余りを数える。年間通じた徹底した除草作業は、今もなお手作業で行われている。このような農地で、石垣の維持管理や草刈り等日々の農作業は、労力的には大変厳しい情勢であり、今後どのように段畑を維持するかが課題である。

【法花津地区】果樹における消費者ニーズの多様化による消費量の減少、供給過剰、産地間競争の激化による価格の低迷等、本地区の柑橘農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、遊休農地・耕作放棄地の増加といった問題がさらに深刻化してきているほか、農業生産機能はもとより、水源涵養機能や洪水防止機能等の農業の持つ多面的機能の低下が懸念される。

今後の展開方向等

本市のまちづくりの中核を担う農業を維持し、さらに発展させていくためには、生産者自らが近年の農業情勢の変化を的確に踏まえ、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境の整備を総合的に進めていく必要がある。

【水荷浦地区】

1. 石垣景観保全を原則として、農作業の省力化・効率化を図るため、必要最小限の軌道工を設置する。
2. 先人の残した貴重な文化遺産である段畑景観を創造するために、長期荒廃農地である段畑を復旧する。
3. 上記の施策を展開することで、農業後継者を育成し、地域を活性化することにより、「遊子水荷浦でしか見ることのできない段畑景観」を後世に残し引き継ぐことを目標とし、現在、26人いる段畑オーナー人数の1割増加を目指す。

【法花津地区】

- 1: 関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の一層の充実を努め、営農環境の省力化・効率化に取り組む。
- 2: 柑橘優良品種への転換や販売促進をすることにより、担い手の育成及び農業所得の向上を図る。
- 3: 上記1・2の施策を実施することにより、農業従事者の定住化を図り、認定農業者の増加及び新規就農者の確保・育成を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
宇和島市	水荷浦地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	宇和島市	有	イ	
宇和島市	水荷浦地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	宇和島市	有	ハ	
宇和島市	水荷浦地区	漁業集落環境整備事業	宇和島市	無	ロ	H15~H20
宇和島市	法花津地区	基盤整備(農業用排水施設)	宇和島市	有	イ	
宇和島市	法花津地区	基盤整備(農業用道路)	宇和島市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし。			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
宇和島市		園芸産地再編整備事業	えひめ南農業共同組合	販売拡大PR活動等 H18~H22

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし。

3 活性化計画の区域

宇和島地区(愛媛県宇和島市)	区域面積	46,953 ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 本区域の総面積46,953haのうち農林地面積は38,516haで82%を占め、就業人口のうち農林漁業従事者の割合は20%で、農林水産業を基幹産業として発展してきた重要な地域である。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少(H18→H21で5.1%減)、農業者の高齢化傾向(高齢化率53%、H17農業センサス)からみて、活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、販路拡大を図ることにより農業所得と経営意欲の向上を図り、定住化を進めることは必要不可欠である。 また宇和島市の総合計画では、地域農業を支える担い手を育成・確保して、農林水産業の振興を図りながら活性化につなげていくとしている。		
③法第3条第3号関係： 計画区域は、市街化・用途区域、市街地を形成している区域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度に、愛媛県農地整備課及び宇和島市農林課において、「段畑オーナー数」、農業経営改善計画における「認定農業者数」・「新規就農者数」の増加について検証する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表) うわじまし 宇和島市	H20~H24

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
愛媛県宇和島市産業経済部農林課	0895-24-1111	0895-24-1270	norin@city.uwajima.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (水荷浦地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	1.3ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) =1.3ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 農地を復旧し輸送施設を設置することにより、農業生産基盤機能が整備され農作業の省力化・効率化が図られ、農家が営農を継続することが可能となった農地の増加面積。 対象農地面積は、遊子水荷浦地区の受益面積とし、1.3haを数値目標とする。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
交流人口の増加	20%	計画区域における交流人口の増加(%) =計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100-100 =3,960人(目標)÷3,300人(現状)×100-100 =20(%)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 国の重要文化的景観に指定された当地区の段畑を活かし、農漁村と都市住民との地域間交流を推進することで、年間約3,300人(平成16～18年の3年平均)ある交流人口の拡大を図り、活力ある地域づくりを目指す。 この対策として、幹線道路である県道から水荷浦集落への入口と駐車場の1箇所に案内看板を設置し、平成25年度に来訪者数の2割以上増加(平成24年度実績)を検証する。		

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (法花津地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	12.8ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) =12.8ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 農業用排水施設と輸送施設を設置することにより、農業生産基盤機能が整備され農作業の省力化・効率化を図ることができ、農家が営農を継続することが可能となった農地の増加面積。 対象農地面積は、法花津地区の受益面積とし、12.8haを数値目標とする。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
小規模農林地等保全整備	水荷浦	(580) 軌道工 576m 農地復旧 0.8ha 測量及び試験費 一式	1.3ha	H20～H23	宇和島市	(20,000) 21,370	(11,000) 11,753.5	55%	(11,000) 11,753.5	荒廃農地である段畑の復旧と軌道工の設置により、農作業の省力化・効率化が図られ、農家が営農を継続することが可能となり、耕作放棄地の抑制、後継者の育成が期待できる。 その結果、段畑石垣景観を後生に継承することができ、段畑オーナーなど都市住民との地域間交流の促進に資することとなる。
自然環境保全・活用施設	水荷浦	案内看板 1箇所	1箇所	H23	宇和島市	(2,000) 630	(1,100) 346.5	55%	(1,100) 346.5	
農業用排水施設	法花津	(618) 用水路工 598m	10.9ha	(H22～H24) H22～H23	宇和島市	(12,600) 6,435	(6,930) 3,539.25	55%	(6,930) 3,539.25	農業用排水路と軌道工の設置により、農業用水の供給・排水機能と農作物の運搬機能が確保され、農作業の省力化・効率化が図られ、農家が営農を継続することが可能となり、耕作放棄地の抑制、後継者の育成が期待できる。 その結果、地域間交流や大都市周辺の大規模スーパー店舗を利用した販売フェア等による販路拡大を図ることにより、農業所得の向上につながり認定農業者214人(平成19年度末)から270人への増加と農業後継者やU・Iターン者等新規就農者5人以上の確保を目標に農業従事者の定住化を図る。
農業用道路	法花津	(1,794) 農道(軌道工) 652m	(15) 6箇所	(H22～H24) H22～H23	宇和島市	(32,400) 8,805	(17,820) 4,842.75	55%	(17,820) 4,842.75	
合 計						(67,000) 37,240	(36,850) 20,482		(36,850) 20,482	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県宇和島市		
計画期間 実施期間	H20 ~ H24 H20 ~ H23	総事業費(交付金)	37,240 千円 (20,482 千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	本計画は、段畑オーナー、認定農業者、新規就農者、および段畑を生かした交流人口の増加と、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保することで、農業振興を図る施策を展開し、農山漁村の活性化のための定住化及び地域間交流の促進に資する内容となっているので適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	愛媛の農業農村整備事業展開方向の基本方針、重点項目および過疎地域自立方針と合致しており、また、宇和島市においては新市建設計画、農業振興地域整備計画、過疎地域自立促進計画及び土地改良事業計画等の施策と連携している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	本事業計画概要は、地区要望に基づき計画しており、受益者同意も100%取得しているため、十分な地元合意形成がなされている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	すでに合意形成が図られており、推進体制は整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	軌道工、農地復旧、農業用水路等の基盤整備事業を実施することにより、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保し、営農条件を改善し、優良品種・系統への転換による農業所得の向上を目指しながら認定農業者、新規就農者、および段畑を生かした交流人口の増加を図り、地域の活性化、農業従事者の定住及び地域間交流を図ることから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	2地区で総事業費37,240千円で事業実施予定であり、計画期間5年・実施期間4年としており適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金要望額=11,754千円+347千円+3,539千円+4,842千円=20,482千円、 交付限度額=事業費21,370千円×交付額算定交付率55%+事業費630千円×交付額算定交付率55%+事業費6,435千円×交付額算定交付率55%+事業費8,805千円×交付額算定交付率55%=20,482千円であり範囲内である。

2 個別事業について(水荷浦地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	-	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	軌道工 15年、案内看板 5年である。 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)」による。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業経済効果算定方法に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率 1.90>1.00 (別紙、投資率及び所得償還率の総括のとおり。)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別22の事業主体(市)と、事業メニュー(57)の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等(山村、過疎、特農)であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上(1.3ha)である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	水荷浦地区が維持管理することになっており、目的外使用もない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領に基づいて算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	同上
附带施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	

	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	長期財政計画に基づき、計画的な事業実施計画を策定している。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、地元(主にNPO法人「段畑守ろう会」)で適正に管理する。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

2 個別事業について(法花津地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	軌道工 15年、用水路工 8年である。 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)」による。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業経済効果算定方法に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効果 2.62>1.00 (別紙、投資効率及び所得償還率の総括のとおり。)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容・事業実施主体は、「実施要領 別表2」要件類別6のとおり、市が行う土地改良事業であり、事業メニュー欄の①、②の事業内容の受益面積が5ha以上(12.8ha)であることから、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また、吉田町土地改良区が維持管理することになっており、目的外使用もない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領に基づいて算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	配管の布設経路を最短になるよう検討するなど、コスト削減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附属施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付対象としていない。

整備予定場所は、集容の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	農業用排水施設:公共用地(宇和島市)に設置する。(事前協議済み) 農業用道路(軌道工):事業参加受益地に設置する。(同意済み)
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	長期財政計画に基づき、計画的な事業実施計画を策定している。 また、地元負担金については、工事施工に係る誓約事項(地元分担金等記載)を遵守のうえ工事施工申請書を提出している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、管理方法書等作成した上で、地元(吉田町土地改良区)で適正に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。 また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。